

## 各種届出一覧

### 特定施設関係

届出の種類	どのような場合	届出の内容	提出期限
特定施設設置届出書 [法第12条の3第1項]	●新たに特定施設を設置するとき	①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地	着工の <b>60</b> 日前
特定施設使用届出書 [法第12条の3第2項] [法第12条の3第3項]	●既設の施設が新たに特定施設に指定されたとき ●すでに特定施設を設置している事業場からの下水の排除先が公共用水域から公共下水道になったとき	③特定施設の種類 ④特定施設の構造 ⑤特定施設の使用方法 ⑥特定施設から排出される汚水の処理の方法	指定から <b>30</b> 日以内 使用開始から <b>30</b> 日以内
特定施設の構造等変更届出書 [法第12条の4]	●右記の届出の内容④～⑧についての事項を変更するとき	⑦公共下水道に排除される下水の量及び水質 ⑧用水及び排水の系統	変更する(着工の) <b>60</b> 日前
氏名変更等届出書 [法第12条の7]	●右記の届出の内容①～②についての事項を変更したとき		変更から <b>30</b> 日以内
特定施設使用廃止届出書 [法第12条の7]	●特定施設の使用を廃止したとき		廃止から <b>30</b> 日以内
承継届出書 [法第12条の8第3項]	●届出者から地位を承継したとき ●法人が合併し、新たな法人となったとき		承継から <b>30</b> 日以内
特定事業場管理責任者選任届 [条例第13条の3]	●特定施設の維持管理を行う責任者を選任したとき		選任から <b>15</b> 日以内

### 公共下水道関係

届出の種類	どのような場合	提出期限
公共下水道使用開始(変更)届 [法第11条の2第1項]	●排水量が最大50m <sup>3</sup> /日以上であるとき ●水質が下水道への排除基準値を超えるとき ●上記の届出の排水量、水質を変更するとき	あらかじめ
公共下水道使用開始(変更)届 [法第11条の2第2項]	●特定施設を設置するとき	

### 除害施設関係

届出の種類	どのような場合	提出期限
除害施設計画確認申請書 [条例第6条]	●下水道への排除基準値以下の水質にするために、除害施設の設置又は必要な措置を講じるとき [条例第10条の2]	着工の <b>5</b> 日前
除害施設工事完工届 [条例第7条第1項]	●除害施設の工事を完了したとき	完了から <b>5</b> 日以内
除害施設管理責任者選任届 [条例第13条の2]	●除害施設の維持管理を行う責任者を選任したとき	選任から <b>15</b> 日以内